

# 協議 8 号

## 社会教育主事の発令について

社会教育法第九条の二の規定により、次の者について社会教育主事の発令をしたいので協議します。

なお、次の者は社会教育法第九条の四第一号の有資格者です。

所属	職・氏名	性別
長野市立大岡公民館	係長 川俣 徳晃	■

発令日 令和7年5月7日